四日市市土地開発公社 告示第1号

下記保有土地について、次のとおり売却処分を行うので、四日市市土地開発公社 保有土地処分に係る事務取扱要綱(平成20年制定)第12条により公告します。

平成29年2月27日

四日市市土地開発公社 理事長 藤井 信雄

1. 売却物件

物 件 名	地目	面積(登記簿)	分 譲 価 格
(土 地 の 所 在 地)		m [*]	
四日市市中野町字山田1942番1	山林	14,488.00	60, 000, 000円

2. 申込資格に関する事項

申込できる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号に掲げる者は申込できません。

- (1) 成年被後見人及び破産者で復権を得ない者
- (2) 四日市市土地開発公社又は四日市市の行った保有土地等の売却に関し、 正当な理由がなく契約を締結又は履行しなかった者で、その事実があった日 から2年を経過していないもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
- 3. 「公社保有土地売却のご案内」の配布及び契約内容提示場所 四日市市本町9番8号(本町プラザ6階) 四日市市土地開発公社
- 4. 申込書の受付

申込希望者は、次の書類を申込受付期間内に持参してください。

- (1) 土地購入申込書
- (2) 暴力団排除に関する誓約書

受付期間 平成29年2月28日(火)から(閉庁日は除く。)

受付時間 午前9時 ~ 午後5時

※受付を開始する午前9時の時点で複数の申込者がある場合は、 くじにより受付順を決定します。

受付場所 四日市市本町9番8号 本町プラザ6階 四日市市土地開発公社

- 現場説明会 実施しません。
- 6. 購入者の決定 申込みの先着順にて決定します。